

# 静岡市 健康診査

国民健康保険特定健康診査  
国民健康保険健康診査（30代・4月2日以降加入者）  
後期高齢者医療制度健康診査

## マニュアル

令和8年度版

静岡市 健康づくり推進課

TEL 221-1579

# 概要

## 掲載内容

### 年齢早見表

特にご留意いただきたい点  
(前年度からの変更点など)

健診の事務フロー

健診フローチャート

## 年度年齢早見表(令和8年度版)

30歳	平成8年(1994)4月1日	～	平成9年(1995)3月31日
31歳	平成7年(1995)4月1日	～	平成8年(1996)3月31日
32歳	平成6年(1994)4月1日	～	平成7年(1995)3月31日
33歳	平成5年(1993)4月1日	～	平成6年(1994)3月31日
34歳	平成4年(1992)4月1日	～	平成5年(1993)3月31日
35歳	平成3年(1991)4月1日	～	平成4年(1992)3月31日
36歳	平成2年(1990)4月1日	～	平成3年(1991)3月31日
37歳	平成元年(1989)4月1日	～	平成2年(1990)3月31日
38歳	昭和63年(1988)4月1日	～	平成元年(1989)3月31日
39歳	昭和62年(1987)4月1日	～	昭和63年(1988)3月31日
40歳	昭和61年(1986)4月1日	～	昭和62年(1987)3月31日
41歳	昭和60年(1985)4月1日	～	昭和61年(1986)3月31日
42歳	昭和59年(1984)4月1日	～	昭和60年(1985)3月31日
43歳	昭和58年(1983)4月1日	～	昭和59年(1984)3月31日
44歳	昭和57年(1982)4月1日	～	昭和58年(1983)3月31日
45歳	昭和56年(1981)4月1日	～	昭和57年(1982)3月31日
46歳	昭和55年(1980)4月1日	～	昭和56年(1981)3月31日
47歳	昭和54年(1979)4月1日	～	昭和55年(1980)3月31日
48歳	昭和53年(1978)4月1日	～	昭和54年(1979)3月31日
49歳	昭和52年(1977)4月1日	～	昭和53年(1978)3月31日
50歳	昭和51年(1976)4月1日	～	昭和52年(1977)3月31日
51歳	昭和50年(1975)4月1日	～	昭和51年(1976)3月31日
52歳	昭和49年(1974)4月1日	～	昭和50年(1975)3月31日
53歳	昭和48年(1973)4月1日	～	昭和49年(1974)3月31日
54歳	昭和47年(1972)4月1日	～	昭和48年(1973)3月31日
55歳	昭和46年(1971)4月1日	～	昭和47年(1972)3月31日
56歳	昭和45年(1970)4月1日	～	昭和46年(1971)3月31日
57歳	昭和44年(1969)4月1日	～	昭和45年(1970)3月31日
58歳	昭和43年(1968)4月1日	～	昭和44年(1969)3月31日
59歳	昭和42年(1967)4月1日	～	昭和43年(1968)3月31日
60歳	昭和41年(1966)4月1日	～	昭和42年(1967)3月31日
61歳	昭和40年(1965)4月1日	～	昭和41年(1966)3月31日
62歳	昭和39年(1964)4月1日	～	昭和40年(1965)3月31日
63歳	昭和38年(1963)4月1日	～	昭和39年(1964)3月31日
64歳	昭和37年(1962)4月1日	～	昭和38年(1963)3月31日
65歳	昭和36年(1961)4月1日	～	昭和37年(1962)3月31日
66歳	昭和35年(1960)4月1日	～	昭和36年(1961)3月31日
67歳	昭和34年(1959)4月1日	～	昭和35年(1960)3月31日
68歳	昭和33年(1958)4月1日	～	昭和34年(1959)3月31日
69歳	昭和32年(1957)4月1日	～	昭和33年(1958)3月31日
70歳	昭和31年(1956)4月1日	～	昭和32年(1957)3月31日
71歳	昭和30年(1955)4月1日	～	昭和31年(1956)3月31日
72歳	昭和29年(1954)4月1日	～	昭和30年(1955)3月31日
73歳	昭和28年(1953)4月1日	～	昭和29年(1954)3月31日
74歳	昭和27年(1952)4月1日	～	昭和28年(1953)3月31日
75歳	昭和26年(1951)4月1日	～	昭和27年(1952)3月31日

## 特にご留意いただきたい点

### 1. 令和7年度からの変更点

#### (1) 国民健康保険健康診査(30代)の自己負担金統一について

30歳代の健康診査の自己負担金は一律1,500円とする。ただし、市民税非課税世帯の者は無料。※必ず、健診当日に、受診者が持参する主たる生計者の課税証明書(原本)で、非課税世帯であることを確認してください。(請求時、原本の提出は不要です。原本は本人に返却すること。)

対象	30歳代【課税世帯】	30歳代【非課税世帯】	(参考)40歳~74歳 (4/2以降国保加入者)
自己負担額 (変更前)	1,500円	500円	無料
自己負担額 【変更後】	変更なし	無料	変更なし
健診当日の 持ち物	受診券 マイナ保険証等	受診券 マイナ保険証等 課税証明書(主たる生計者のもの)(原本)	受診券 マイナ保険証等

### 受診券様式の変更

(全体)

令和7年度

静岡市国民健康保険健康診査受診券

有効期限 2026/3/31

世帯主 被保険者番号	氏名	
住所	静岡市	
受診者 氏名	世帯主との続柄	
資格取得年月日	生年月日(年度末3/31年齢)	
健診実施医療機関	受診者負担金 1,500円 ただし、主たる生計維持者が 非課税であることの課税証明書原本を持参し、 医療機関の窓口で提示した場合は0円。 課税証明書確認後、原本は受診者に返却してください。	課税証明書確認欄(30代) 確認時のみレを記入
追加検査項目 <input type="checkbox"/> 心電図 ※実施項目に✓を記入 <input type="checkbox"/> 眼底検査	受診日 令和 年 月 日	

注意事項

1. 受診の際は、本券と被保険者情報を確認できるものを受付に提出し、受診者負担金額に記載の金額をお支払いください。
2. 健診実施医療機関からの注意事項又は連絡事項は必ず守ってください。
3. 受診日に国民健康保険の資格を喪失していた場合は、無効になります。
4. 健康診査は1年度1回に限ります。

上記の者の静岡市国民健康保険健康診査をお願いします。

令和8年2月13日

健診実施医療機関 様

静岡市長

難波 喬司



被保険者番号	整理番号	生年月日	種類	区分	受診日	医療機関	受診券発行区

健康診査の結果は、静岡市が保管しこれを基に保健課が健康相談に向うことがあります。

2. 受診券  
3. 心電図  
4. 眼底検査

1. 受診  
2. 健診  
3. 健診  
4. 健診

8/4

(受診者負担金部分拡大)

受診者負担金	1,500円
ただし、主たる生計維持者が 非課税であることの課税証明書原本を持参し、 医療機関の窓口で提示した場合は0円。	
※課税証明書確認後、原本は受診者に返却してください。	
課税証明書確認欄 (30代) 確認時のみレを記入	

非課税世帯であることを確認したら✓を記入してください。  
(原本は本人に返却する。市へのコピーの提出不要。)

## 2. その他

### (1) 国民健康保険健康診査

#### 1) 委託料請求時の添付資料(健診票)について

市の様式を使用せず医療機関の様式を使用する場合は、その様式の記載内容から健診必須項目を実施したことが読み取れるようにしてください。

#### 2) 請求書の提出方法について

実施月ごとに、1枚請求書を作成して、ご提出ください。

### (2) 詳細な健診項目(特定・後期健診)及び国保健診の眼底検査を実施する場合

国保連へ提出する健診結果データ(特定・後期健診)又は市へ提出する健診票(国保健診)において該当検査の実施基準を満たしていることが読み取れるようにしてください。

### (3) 眼底検査(他院実施)※医師会加入の個別医療機関のみ

医師会加入の健診実施医療機関が自院で眼底検査を実施できない場合、眼底検査のみを他院(医師加入医療機関に限る。)で実施するフローについて、令和7年5月から運用を開始しました。一定の基準の下※、重症化の進展を早期にチェックするため、詳細な項目として眼底検査を実施することが必要であると医師が判断した場合は、眼底検査の実施(自院で実施できない場合は他院への紹介)をお願いします。

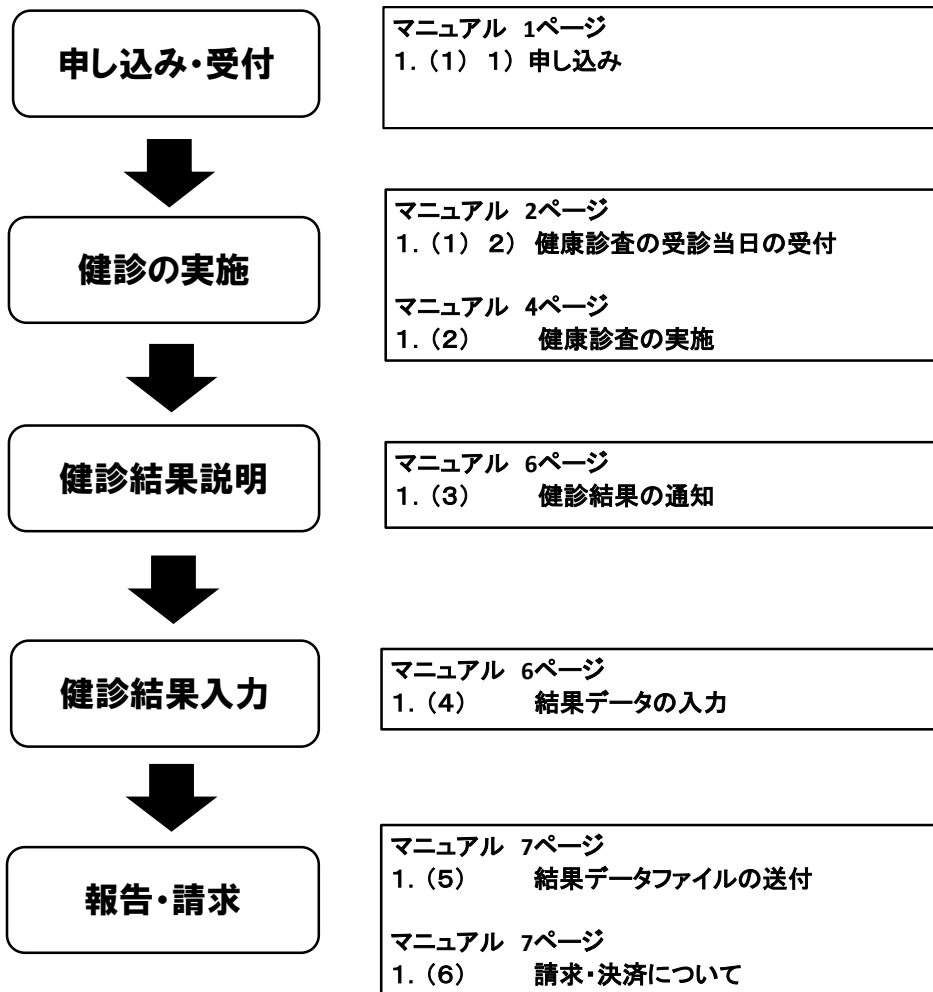
詳細な健診を実施する有効期限は、健診実施医療機関への初回受診時(健診実施日)からの1か月以内です。健診実施医療機関からの依頼日ではありません。なお、「1か月」とは民法の規定により、「健診受診日の翌日(起算日)から翌月の起算日に応答する日の前日まで」となります。

※当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖の値が受診勧奨判定値以上の者

### (4) 結果説明

結果説明も含めての委託料となっています。対面・郵送のいずれの方法でも、受診者へ請求はしないでください。

## 特定健康診査・後期高齢者健康診査事務フロー



静岡市国民健康保険健康診査(30歳代、年度途中加入者への健診)は処理の流れが異なる部分があります。  
詳しくはマニュアル11ページ以降をご覧ください。

### 【受診券について】

対象者には4月下旬に受診券を郵送で送ります。

※加入手続きが遅れた場合、受診券の発送時期が遅れることがあります。

※当該年度75歳の誕生日を迎える人の受診券について

・3～5月生まれの人は、後期高齢者医療健診の受診券を順次郵送します。

・6月～翌年3月生まれの人は特定健康診査の受診券を郵送します。

(但し有効期限は誕生日の前日までとなります。)

# 【受ける健診が分かるフローチャート】

